

令和7年第10回金沢市農業委員会総会

議 事 錄

1 日 時 令和7年10月27日（月）午後3時～午後4時

2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室

3 議 件 「令和7年第10回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり

4 出 席 者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局3名)

5 議 事 別紙のとおり

令和7年第10回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

| | 委員氏名 | 出欠 |
|---|-------|----|
| 1 | 中田 久志 | ○ |
| 2 | 井口 栄市 | ○ |
| 3 | 東 穂 | ○ |
| 4 | 東中 守 | ○ |
| 5 | 新田 涼子 | ○ |
| 6 | 山口 範子 | ○ |
| 7 | 二口 和忠 | ○ |

| | 委員氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|
| 8 | 福井 伸一 | ○ |
| 9 | 田辺 善郎 | ○ |
| 10 | 松平 裕喜 | ○ |
| 11 | 庄田 純一 | ○ |
| 12 | 下村 繁之 | ○ |
| 13 | 五坊 隆一 | ○ |
| 14 | 山川 叔枝 | ○ |

| | 委員氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|
| 15 | 奥村 明義 | ○ |
| 16 | 北本 久一 | ○ |
| 17 | 鮎岡 裕 | ○ |
| 18 | 小林 博紀 | ○ |
| 19 | 川端 満 | ○ |

出席 19 名

欠席 0 名

計 19 名

農地利用最適化推進委員

| | 委員氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|
| 1 | 山下 一 | ○ |
| 2 | 高村 雅一 | × |
| 3 | 山岸 良一 | ○ |
| 14 | 堀越 一彦 | ○ |

| | 委員氏名 | 出欠 |
|---|-------|----|
| 5 | 北山 新一 | ○ |
| 6 | 山村 哲夫 | ○ |
| 7 | 中村 義昭 | ○ |
| 8 | 菊知 亮 | ○ |

| | 委員氏名 | 出欠 |
|---|-------|----|
| 9 | 吉本 尚紀 | ○ |

出席 8 名

欠席 1 名

計 9 名

農業委員会事務局

| | 氏名・役職 |
|---|---------|
| 1 | 大井川事務局長 |
| 2 | 山口事務局次長 |

| | 氏名・役職 |
|---|-------|
| 3 | 畠山係長 |

| | 氏名・役職 |
|--|-------|
| | |
| | |

別紙

| | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>定刻となりましたので、令和7年第10回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p> |
| | (憲章の唱和) |
| 事務局長 | <p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p> |
| 会長 | (会長挨拶) |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくお願ひします。</p> |
| 会長 | <p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、五坊委員と、奥村委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われますがいかがでしょうか。</p> |
| | (異議なしの声) |

| | |
|-------|--|
| 会長 | ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。 |
| 川端副会長 | 円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。 それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和7年第9回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。 |
| 事務局 | 令和7年第9回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。 農地法第3条許可申請2件については、9月29日付で許可書を交付しております。 |
| 川端副会長 | ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | 質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。 |
| 事務局 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 議案書は1ページから2ページです。 今回、富樺地区、川北地区、河北潟地区から各1件、安原地区、辰巳地区から各2件、合計7件の申請がありました。 番号1は坪野町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。番号2、番号3は打木町の案件で、いずれも生前贈与のため、所有権を移転するものです。番号4は沖町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。番号5、番号6は辰巳町の案件で、自作地相互の交換のため、それぞれの所有権を交換移転するものです。 |

| | |
|-------|--|
| | <p>番号 7 は湖南町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。今回、譲受人の経営が法人から個人へ移行することに伴い、改めて申請するものです。</p> <p>以上、7件で、面積は合計 19,730.00 m²です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、崎浦地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、大桑町の案件で、分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の規模の一団の農地区域内にあることから第2種農地と判断されますが、既存敷地の拡張であることから許可相当であると考</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>えます。</p> <p>なお、現地はすでに住宅として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。</p> <p>以上、1件で、面積は 244 m²です。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページから5ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、潟津地区、金浦地区から各1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>番号1は須崎町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸鉄道浅野川線北間駅から 300m 以内にあることから、第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号2は、中山町の案件で、賃借権の設定を伴う産業廃棄物処理場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がりが 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地区域内にあることから第2種農地と判断されますが、隣接地と一体として同一事業の目的のために行うものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、2件で、面積は合計 1,382.05 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 川端副会長 | ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、山岸委員から調査結果をご報告願います。 |
| 山岸委員 | 10月20日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。 |
| 川端副会長 | ありがとうございました。 続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局か |

| | |
|-------|---|
| | ら報告願います。 |
| 事務局 | 地区担当委員の東中委員、北山委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。 |
| 川端副会長 | それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。 (質問なし) |
| 川端副会長 | 質問がないようですので、お諮りします。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。 |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。 |
| 事務局 | 議案第4号 非農地証明願について、ご説明いたします。 議案書は6ページから7ページです。 今回、富桜地区から2件、金浦地区から2件、合計4件の申請がありました。 番号1は、坪野町、四十万町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。 番号2は、窟町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。 番号3は、田上町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。 |

| | |
|-------|--|
| | <p>番号4は、中山町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があつたものです。</p> <p>以上、4件で、面積は3,373.52m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひします。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は8ページから12ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第3項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>利用権設定について、安原地区から1件の申出がありました。賃借権を設定する、契約期間が5年1か月の再設定で、面積は1,851m²です。</p> <p>権利移転について、八田地区から1件、才田地区から2件、八田地区及び才田地区から1件、大場地区及び八田地区から</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>1件の申出がありました。</p> <p>賃借権による権利の設定後に借受人を変更するもので、借受人及び残存期間は議案書に記載のとおりで、面積は合計101,637 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第5号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は13ページから21ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が4件で、面積は合計1,616 m²、第5条が26件で、面積は合計9,933.00 m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |

| | |
|-------|---|
| 川端副会長 | 質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。 |
| 事務局 | <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は22ページです。</p> <p>届出件数は1件、解約理由は借人変更のためで、面積は11,670.00m²です。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | 質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。 |
| 事務局 | <p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は23ページから26ページです。</p> <p>届出件数は8件で、面積は合計9,828.00m²、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | 質問がないようですので、次に報告第5号 一時転用終了後の現地確認について、事務局から報告願います。 |
| 事務局 | <p>一時転用終了後の現地確認について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は27ページです。</p> <p>小坂地区、高柳町において、工事用資材置場用地として使用されていた農地について、一時転用が終了した旨の報告があり、現地確認を行ったものです。</p> <p>10月10日、山村委員に農地として原状回復されているこ</p> |

| | |
|-------|--|
| | とを確認いただいています。 |
| 川端副会長 | ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | 質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。 |
| 会長 | 川端副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。 |
| 事務局 | (資料に基づき、内容説明) |
| 会長 | ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 会長 | それでは最後に、10月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。 |
| 各委員 | (各委員から報告) |
| 会長 | ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 会長 | ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。 |
| 事務局長 | 井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。 |
| 二口副会長 | (副会長挨拶) |

| | |
|------|---|
| 事務局長 | 二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦労様でした。以上で、散会と いたします。 |
|------|---|
